

相談

年金相談

希望される方は事前予約が必要です。  
 日時 10月14日 午前10時〜午後3時  
 場所 千寿苑  
 問合せ 熊本東年金事務所  
 ☎096136712503  
 【音声案内①②を押し、山都町年金相談予約とお申し出ください】  
 問合せ 健康ほけん課 ☎72-11295

行政相談

行政に対する意見、要望などありませんら何でもご相談ください。  
 日時 10月19日 午前10時〜午後3時  
 場所 中央公民館、役場各支所  
 その他 相談は無料で、秘密は固く守られます。どうぞお気軽にご相談ください。※都合により変更・中止となる場合がありますので、防災無線及び問合せ先へ確認のうえ相談にお越しください。  
 ※相談日以外でも問合せ先へ連絡いただくとは後日相談委員へお取次ぎいたします。  
 問合せ 総務課 ☎72-11111

助成・支援

インフルエンザを予防しよう

インフルエンザは、唾液やしぶきなどの飛沫の感染によって広がり、発症当初から高熱がでるなど通常の風邪に比べ重い症状が現れるほか、肺炎等を併発して生死にかかわることもある病

- (2) 研修事業  
 まちづくりのために住民自らが企画する研修(同じ者の申請は2回限り)  
**補助金対象者**  
 主たる活動の場が町内である構成員5人以上の団体  
 ※ 営利を目的とした団体、宗教・政治活動を目的とした団体、自治振興区などは対象外です。  
**補助対象経費**  
 (1) まちづくり事業  
 対象事業に要する経費(事業者の運営経費・食料費は対象外)  
 (2) 研修事業  
 補助要綱に定める規定により算定した旅費(行程に基づき町で算定)  
 ※ 補助対象経費は交付決定後に支払われたものに限ります。また、他の補助を受けている事業はその分を除いた額が対象経費となります。  
**補助率及び補助金額**  
 (1) まちづくり事業  
 ① 補助率4分の3以内(千円未満切捨て)  
 ② 限度額5万円以上50万円まで  
 (2) 研修事業  
 ① 補助率3分の2以内(千円未満切捨て)  
 ② 限度額1人あたり1万円以上10万円まで(1団体あたり5人まで)  
**申請方法等**  
 ・ 募集期間 令和4年9月30日まで  
 ・ 申請書提出先 役場企画政策課  
 ・ 申請書類 補助金交付申請書、事業(研修)計画書、収支予算書(まちづくり事業)、団体の規約または団体調書、その他町が必要と認める書類  
 問合せ 企画政策課 ☎72-11214

気です。  
 新型コロナウイルス感染状況をふまえ、インフルエンザの予防接種を早めに受けて感染を予防し、医療現場の混乱を回避しましょう。  
**自己負担額および対象者**  
 自己負担額および対象者(山都町に住民票のある者)は左記のとおりです。

対象年齢	自己負担額
6カ月から12歳まで(1回目接種)	1,000円
6カ月から12歳まで(2回目接種)	1,000円
13歳から18歳まで(H17.4.1生まで)	1,000円
① 60歳から64歳まで(※)	1,000円
② 65歳以上	1,000円
③ 生活保護受給者(①と②に該当する方)	無料

(注) 13歳未満(原則): 2回接種  
 (注) 対象年齢は、接種当日の年齢  
 (※) 心臓、じん臓又は呼吸器障害(障害者手帳1級程度)を有する方

※18歳までの方は保護者が同伴し、母子健康手帳を持参して下さい。  
 ※保護者以外の方が同伴する場合は予約票裏の委任状欄を記入して下さい。  
**対象期間** 10月1日から12月31日まで  
 ※診療時間内に限る。  
**受付および接種医療機関** 接種を希望される方は、必ず次の町内医療機関に相談し接種してください。  
 ・坂本クリニック ☎72-0210

お知らせ

幸齢者はびねすポイントの商品券交換が始まっています!

9月1日より、幸齢者はびねすポイントカードと商品券の交換を行っています。500ポイント達成されている方は、ポイントカードを持参され、本庁福祉課または各支所住民福祉係にて交換申請をお願いします。(介護保険料の滞納があると商品券交換ができません。)  
 問合せ 福祉課 ☎72-11229

受動喫煙の健康影響について御存知ですか?

9月は健康増進普及月間です。生活習慣病を予防するために、禁煙及び受動喫煙防止が重要です。  
 たばこの煙にはニコチンをはじめ、発がん物質、タール、一酸化炭素などの有害物質が多数含まれており、喫煙者だけではなく周囲の人の健康も損なってしまう。また、感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症における重症化のリスク因子にもなっています。  
 望まない受動喫煙を防止するため、令和2年4月1日に健康増進法が改正され、学校や行政機関等は原則敷地内禁煙、飲食店や事業所等は原則屋内禁煙が義務化されました。  
 これを機に、ご自身やご家族、周りの方の禁煙について考えてみませんか。また、望まない受動喫煙がなくなるよう皆さんの御協力をお願いします。  
 問合せ 御船保健所 ☎096-128210016

町道路上に張り出している樹木伐採のお願い

車道や歩道の一部で、庭木や生け垣、沿道の山林の樹木の張り出しにより、通行の妨げとなっている箇所が多く見受けられます。樹木等が道路上に張り出し覆い被さると、通行しづらいだけでなく、道路標識やカーブミラーなどが見えづらくなり、交通事故の原因にもなります。道路には、歩行者や車両が安全に通行できるように「建築限界」が定められています。「建築限界」とは、電柱や樹木等がはみ出してはいけない道路空間(車道部分は、高さ4.5m、歩道の場合は高さ2.5m)を指し、樹木がはみ出している場合は、建築限界を犯している可能性があります。



張り出した樹木の枝の落下や倒木により通行車両が損傷する事故等が発生した場合は、**法律により所有者が賠償責任を問われることもあります。**

なお、私有地から道路上に張り出している樹木等は土地所有者に所有権があり、緊急の場合を除き、**町が無断で伐採することはできません。所有者において、定期的に伐採・枝払い等を行うなど適切に管理を行っていただきますようお願いいたします。**

「伐採等の作業における注意点」  
 ◎電線や電話線がある箇所の伐採作業については、危険が伴う場合がありますので、九州電力またはNTTに事前にご相談ください。  
 ◎伐採作業時は、通行車両や歩行者の安全確保と立木からの転落に注意して作業を行ってください。  
 「緊急の場合等における対応」  
 ◎倒木が道路を塞いでいる場合や緊急の場合は、予告なく町で伐採する場合があります。この場合は、伐採した木は町で処理せず、交通の邪魔にならないように道路脇に寄せて置く等の対応を行う場合がありますので、地権者の方で速やかに撤去をお願いいたします。

問合せ 建設課 ☎72-1145

年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他所得額が一定基準額以下の場合、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要で、対象となる方

- 老齢基礎年金を受給し、次の要件をすべて満たしている方  
 ・65歳以上である  
 ・世帯員全員の住民税が非課税である  
 ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である  
 ○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給し、前年の所得額が約47.2万円以下である方

令和4年度山都町まちづくり事業補助金の2次募集  
 住民の主体的なまちづくりを支援するため、その事業に要する費用の一部について補助を行います。  
**補助対象事業**  
 (1) まちづくり事業  
 ① 専門家等を招へいして行う講習会等  
 ② 広く一般の者が参加できる講演会等  
 ③ 地場産品の販路拡大を図る事業  
 ④ イベント(同一のもの1回限り)

問合せ 健康ほけん課 ☎72-11295

「給付金専用ダイヤル」  
 ☎057010514092  
 (ナビダイヤル)



問合せ 健康ほけん課 ☎72-11295  
 対象者①、②、③の方で入院等で町外の医療機関で接種を希望する場合は健康ほけん課までご相談ください。  
 ・18歳までのインフルエンザ予防接種は、山都町独自の助成になりますので、町内医療機関のみの対応になります。  
 その他  
 ・助成対象者の①、②、③の方で入院等で町外の医療機関で接種を希望する場合は健康ほけん課までご相談ください。  
 ・18歳までのインフルエンザ予防接種は、山都町独自の助成になりますので、町内医療機関のみの対応になります。

- ・瀬戸病院 ☎75-10111
- ・高田整形外科クリニック ☎72-11007
- ・野田医院 ☎72-10307
- ・伴病院 ☎72-10029
- ・矢部広域病院 ☎72-11121
- ・山口医院 ☎83-10506
- ・そよう病院 ☎83-11122

方で対象になる方には日本年金機構から9月初旬頃よりお知らせを送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要な事項を記入し目隠しシールと切手を貼って投函してください。  
 ② 年金を受給しはじめる方  
 年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場で請求手続きを行ってください。  
 ※日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めるとはありませぬ。  
 年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときは、お電話ください。